

琉球大学学術リポジトリ

復帰準備（対内）（政府調査団派遣等）－防衛庁、
防衛施設庁－(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛庁, 沖縄調査団, 試射場 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43393

調査希望について

条約調査
 防衛施設庁の沖繩調査希望に
 防衛施設庁の沖繩調査希望に
 防衛施設庁の沖繩調査希望に
 防衛施設庁の沖繩調査希望に

防衛施設庁の沖繩調査希望に

又、2.26.米軍(佐藤)

芝原.防衛施設庁.米軍調査官.米軍米軍
 課と来訪(佐藤).同庁の沖繩調査に
 計画

芝原.別添葉に説明あり.その際
 の回答は次の通り.
 防衛施設庁の沖繩調査

芝原.同添葉と来訪(佐藤)岸防衛施設
 局長

1. 芝原より調査事項は別添葉の通りであるが
 防衛施設庁と(2)は.この機会に出来れば
 多

の米軍基地を車庫の同2回に来た(出来
 ば公明堂の基地統制に對抗し)

と(1)との希望は有(2)は(2)の目的は
 障りあり.3月中旬以降の調査

付言した。

2. 芝原に付(佐藤)より.米軍と米軍

2. 本件調査団に付(2)月日付防衛施設
 庁の記事に注目(2)は.芝原に付(2)調査団
 計画

訪中(2)は.事実関係調査に限定し(2)は
 調査の名の下に.現地各軍及至各基地調査

個別に交渉あり.芝原に付(2)は.芝原に付(2)は
 (2)資料要求は.外務省.在米米日

大使館.経路に(2)は(2)は(2)は(2)は
 芝原に通報し(2)は(2)は(2)は(2)は

芝原に付(2)は.芝原に付(2)は.芝原に付(2)は
 (2)別添葉に付(2)は(2)は(2)は(2)は

芝原に付(2)は.芝原に付(2)は.芝原に付(2)は
 芝原に付(2)は.芝原に付(2)は.芝原に付(2)は

本件調査計画に付いては、(1)今後、地位協定の
中絶への適用のための準備を如何に進め

行くかとの問題も関係あり、また、(4)と(1)
関係関係調査に付いては、中絶現地の軍内停

留状況との関係等、総府とも、その点等
等につき協議を必要とする、外務省と

して、もう少し検討してみたい旨前置きして、
取り返すの趣意として、次の通り述べた。

東京の50

(1) 資料関係については、調査用記録の人数
と同程度集めること何回か不完全な
資料

もか入手しなくては、もし、この時、
防衛施設庁が、地位協定適用準備関係

に必要とする資料の提供を以てして、
右に、~~中絶~~総府の担当官会議の

地位協定評会に付いた上、他の有る
父等資料も加之、~~資料~~リストに付、右に
(包括的)

外務省より文書として、在米米軍大使館に
提示し、米側の責任に資料を提出せよ

こととしてお考えである。防衛施設庁
に付する資料要求も同様方式にて、同様の

リストとして、同様の入手を必要とする
べきである。

(2) 防衛施設庁の調査団の派遣は、出来し
上記(1)の方法により、その後資料収集の上

で行う方の効果的である、~~資料~~等
の提出を待つ場合にも

上記(1)の方法に半例を以て、正式の
資料要求の文書を出発し、後述の通りである。

のため、土地調査、資料整理等の問題は
今後とも~~継続~~起ると考之すこと。この後

資料整理
調査は、地位協定適用準備のため、同米
向の話し合いに着手すべき。計画は

一、二、(場合により、日本との共同作業と)
処理すべきものあり。このため、

米側と軍部は協議し、~~地位協定適用~~
準備の話し合いと行なう。土地の引渡

準備委員会のみならず、東洋の引渡合同委員会
に相当するものとして、~~必要と考之す。~~
4. 準備の話し合いを開始する

この、地位協定適用準備の今後の進め方等
については、準備の話し合いと始めること。

必要と考之す。

米一基

防衛施設庁
昭45.2.19

沖縄に及ぼす米軍基地の使用実態及び米雇用の
雇用実態等に関する基礎調査実施計画

1 調査の趣旨

この調査は、沖縄の施政権復帰以降、防衛施設庁の事務を円滑に遂行するため、沖縄に及ぼす米軍基地（制限水域を含む。）の使用実態等及び米雇用の雇用実態等に関する基礎調査を実施することを目指す。

2 調査期間

昭和45年3月2日から15日間とする。

3 調査員

調査員は8名とし、うち1名は総括担当とする。
なお、総括担当の調査員は、職務の等級2等級以上の者として充て、他の調査員は原則として課長補佐又は同相当職の者として充てる。

4 調査事項

(1) 米軍基地関係

- A. 米側の了解を必要とする事項
- 1. 基地の使用実態
- 2. 基地の境界設定の状況
- 3. 黙認耕作地に対する使用許可の状況及びその面積、作付状況等
- 4. 国、県有地に関する調査
- 5. 軍民共用施設の使用状況及び管理状況（制度を含む）
- 6. 制限水域の使用状況

B. 琉球政府に於いて調査する事項

- a. 契約の状況及び土地台帳、登記簿等の整備状況確認
- b. 基地に係る訴訟その他の紛争の種類、件数等
- c. 航空障害物の制限状況、電波障害に係る各種障害の調査、弾薬庫係

母地帯の設置状況

(2) 軍雇用者関係 (米側の了解を必要とする)

- a. 軍雇用者に対する法制度
- b. 労務管理機構及び機能
- c. 軍雇用者の概況
- d. 給与 (船員を含む)
- e. 福利厚生に関する概要
- f. 離職対策に関する概要
- g. 争訟
- h. 保身に関する制度

⑤ 調査個所

調査個所は、米民政府、陸、海、空、海兵隊の各司令部、主要基地及び琉球政府とする。

以上

米軍基地関係で米側の了解を必要とする事項

1. 基地の使用実態、境界設定の状況については、地区工兵隊で資料収集のうち、飛行場、通信、演習場、弾薬庫関係施設内に入り実態を把握する。
2. 黙認耕作地関係及び国・県有地に関する調査は、地区工兵隊及び民政府において資料を収集し、併せて実態の説明を聞く。
3. 軍民共用施設については、民政府及び現地の実態を把握する。
4. 制限水域については、関係各司令部において実態を把握する。